

避難先までの経路等

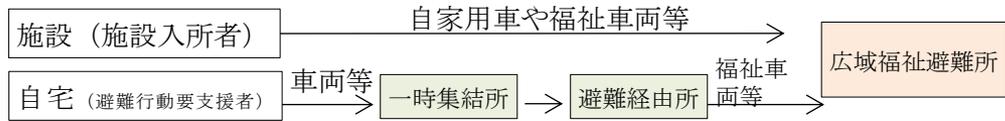
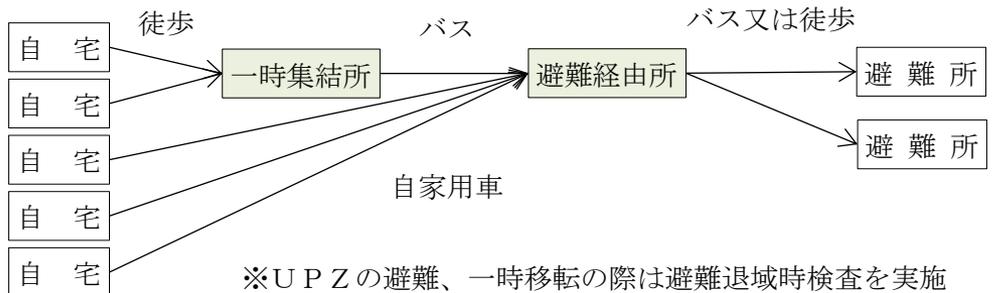
- ▶ 島根県内からの避難経路については、島根県警察本部が策定する交通規制・避難誘導計画で定める幹線道路を中心とする経路の中から複数の経路を選定
- ▶ 鳥取県では道路管理者や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行う。道路被災状況等に応じた予備経路も設定



全地域の避難ルート図(作成中)

一時集結所や避難経路所、広域福祉避難所

- 避難に当たっては、多くの住民が自家用車により避難することを想定
- 自家用車避難が困難な住民は、徒歩等で「一時集結所」へ集合し、バス等による集団避難を実施
- 島根県では避難実施の円滑化を図るため、避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る「避難経路所」を予め選定
- 介護等を要する方は、一般の避難所より比較的生活環境が整った「広域福祉避難所」へ避難



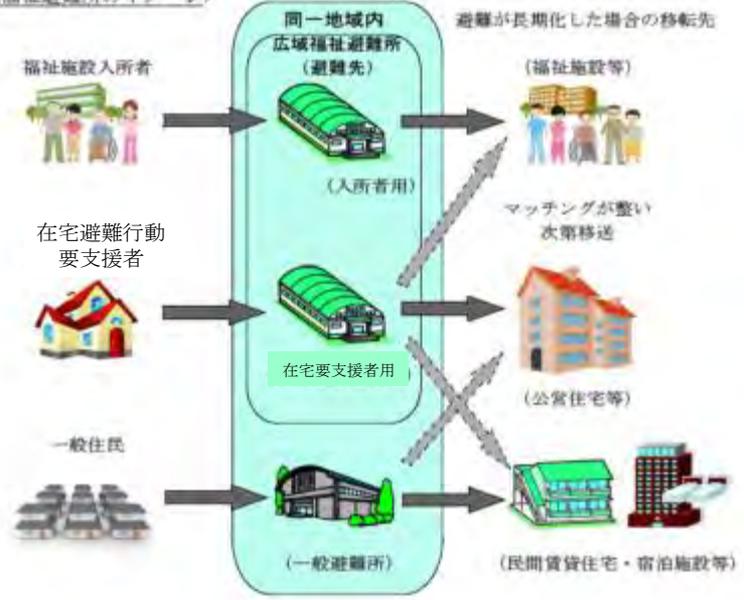
＜一時集結所の選定基準（例示）＞

- ① 通信手段が確保できること
- ② 緊急時に開設が可能であること
- ③ バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

＜避難経路所を開設するメリット＞

- ① 避難経路所において避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経路所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経路所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。等

＜広域福祉避難所のイメージ＞



＜広域福祉避難所の設備等（例示）＞

- ① 地域の一般住民の避難先と基本的に同じ敷地内に予め定める施設
- ② 冷暖房設備
- ③ 多目的トイレ（障がい者用トイレ）
- ④ 会議室、研修室等ある程度仕切られた部屋
- ⑤ エレベーター、バリアフリー構造、調理設備があれば望ましい 等

